

まひになつた。

以上の事實は、産報原理はいうまでもなく、協調會も時局對策委員會からの創始ではないことを示すとともに、たとえ協調會がなくなるとも産報は作られたであろう、産報聯盟はか作られなくとも産報原理は強行されたことになつたであらう歴史の必然性と物語る山のひある。

第三項 労働組合解消の機動

産報の出現以来労働組合の解消が促進される結果となつたことか、最も非難を招いてゐたのである。この問題について、次の諸点を明かにしておく必要がある。
一、産報聯盟は労働組合の存在を否認していない。現

に昭和十三年五月發表の産報計畫には、既存の組合にこそ産報の精神に則したものは産報と同様にみなすこと、産報の設置を理由として労働組合の解散を強いてはならぬことを明記し、この趣旨は同年八月の厚生内務の通牒にも明示されてある。この中意に總同盟の松岡氏その他有力者を労働運動者に産報運動に参加したためであつた。

又、産報運動が政府の直接指導下に入りに及んで、労働組合の解消は急潮を示した。元來内務省は昭和十一年三月メーソーを禁止し、陸軍造兵廠は労働組合の不承認を指令した。これから一般産業界にも労働組合否認の氣風生じ、昭和十三年十一月には國際労働機関への協力も北終止した山のひ、前述の産報聯盟における労働組合併